

2019 年 9 月 3 日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面（2）

申立人（以下「組合」という。）は、本年 8 月 8 日付け大阪府労働委員会の求釈明に対して下記のとおり答える。

1. について

組合は本件申立書「2. 請求する救済の内容」に次の事項を追加する。

(3) 被申立人は、組合との団体交渉にあたり別組合との間で差別してはならない。

2. について

別組合が就業時間内に学校施設内で団交を行っている事実については、人証によって立証する。

3. について

■■■■組合員及び■■■■組合員は週の半分を西キャンパスで勤務している。

4. について

法人自身が答弁書で、「教育職員については部活動顧問を含む生徒指導やその他の監督等の業務に従事する者も多い」「神戸第一高等学校において生徒は夏期午後 6 時 30 分、冬期午後 5 時 30 分の下校時間の前後の時間まで部活動や勉強をしている」と記述しているように、教育職員の就業時間外のおいても部活動などが行われていることは明らかである。こういう状況にあつては、部活動顧問の業務を行っている組合員は不慮の事故や緊急事態等に対応するために学内にいることが望ましい。確かに、就業時間外であれば学外にいることは不自然ではないが、学外で法人と団交を行っているために事故対応等ができなかったという事態が発生すれば、組合員と生徒・保護者との間の信頼関係にひびが入るおそれがある。

従って、教育活動あるいは学園経営から考えても団交は学内で行うことが望ましく、また組合員と生徒・保護者の信頼関係を損なわない利益があるのであるから、団交を学外で行うという学園の主張は、教育活動あるいは学園経営を顧みず、組合員に不利益を生じさせかねないものである。

以上